

青森県報

第三十号

令和元年
七月十二日
(金曜日)

目次

規則

○青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(保健衛生課) ……一

告示

○喀痰吸引等業務の登録……………(高齢福祉保険課) ……一

○特定行為業務の登録……………(畜産課) ……二

○家畜人工授精講習会の開催……………(畜産課) ……二

○漁船保険付保義務の消滅……………(三八地域) ……二

○漁船保険付保義務の発生……………(同) ……三

公告

○政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……三

○地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……三

○建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……三

○右……………(中南地域) ……四

○右……………(三八地域) ……四

○右……………(西北地域) ……四

○右……………(同) ……五

○右……………(同) ……五

出先機関

○道路の位置の指定……………(上北地域) ……五

公営企業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院課) ……六

規則

青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九号

青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成二十六年十二月青森県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式の(表面)中「三・六」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

青森県告示第百九十八号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第

一号の規定により公示する。

令和元年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	令和元年七月十二日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二五〇〇 二二	令和元年七月十二日	社会福祉法人七戸福祉会	七戸町一丁目九	多機能型障害福祉サービス所 （包括的）	上北郡野平町	令和元年七月十一日	生活介護
〇二五〇〇 一一三	令和元年七月十二日	社会福祉法人和幸園	青森市大字野尻四丁目八	特別養護老人ホーム （包括的）	青森市西野五の	令和元年七月十一日	地域密着型介護施設 （包括的）
〇二五〇〇 二二四	令和元年七月十二日	社会福祉法人和幸園	青森市大字野尻四丁目八	特別養護老人ホーム （包括的）	青森市西野五の	令和元年七月十一日	短期入所生活介護

青森県告示第百九十九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和元年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	令和元年七月十二日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二〇〇一 二六	令和元年七月十二日	社会福祉法人七戸福祉会	七戸町一丁目九	多機能型障害福祉サービス所 （包括的）	上北郡野平町	令和元年七月十一日	生活介護

青森県告示第百二十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第千五百七十七号）第二条第二項の規定により告示する。

令和元年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 開催期間
令和元年九月十一日から同年十月十一日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 開催場所
青森県営農大大学校（上北郡七戸町）及び地方独立行政法人青森県産業技術センター畜産研究所（上北郡野辺地町）
- 講習人員
二十五人以上
- 対象家畜
牛
- 受講申請手続
受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて令和元年八月二十一日までに所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長に提出すること。
- その他
1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課及び各地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所で交付する。
2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第百二十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三條の二第一項第一号の

規定により、次の加入区においては、令和元年七月十二日をもって指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

令和元年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名称
小川原湖

青森県告示第二百二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和元年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
上北郡六ヶ所村大字倉内字谷地通一四の一七〇 濱 田 正 隆 上北郡東北町旭北二丁目三一の一三三 沼 尾 栄 一 上北郡東北町字田ノ沢四二の五 川 端 利 光	小川原湖

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成三十一年四月から令和元年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和元年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

地籍調査の成果の認証

青森市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和元年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大 字 名	小 字 名
青 森 市	細 越	内長沢の一部

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 友心工業
- 二 氏名 中村友幸

- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字浪岡字稲村六の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二七)第一〇〇七六〇号
- 五 取消年月日 令和元年六月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和元年五月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 福士ブロック工業所
 - 二 氏名 福士一男
 - 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字石川字野崎一の五
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般―二七)第一七五〇七号
 - 五 取消年月日 令和元年六月三日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 平成三十一年四月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 川下建築
- 二 氏名 川下信男
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡田子町大字田子字田子上ノ平二一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第三〇〇三二二号
- 五 取消年月日 令和元年六月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和元年五月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 高橋水道設備
- 二 氏名 高橋久夫
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市稲垣町沼崎幾代崎二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二六)第七三三三三号
- 五 取消年月日 令和元年六月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和元年五月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社菅原工務店
- 二 代表者の氏名 堀内貴与子
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字岩崎字平館七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二六）第九五三九号
- 五 取消年月日 令和元年六月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十一年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社木村興業
- 二 代表者の氏名 木村久男
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市森田町中田米崎一三三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第一三六六一号
- 五 取消年月日 令和元年六月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十一年四月三十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び六戸町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和元年七月十二日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
上北郡六戸町小松ヶ丘三丁目七七の一六五六及び大字大落瀬字柳沢九一の七四五	七〇・九八メートル	六・〇〇メートル	令和 元・七・ 五

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年七月十二日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
汎用X線透視診断装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目一の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和元年五月三十一日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社シバタ医理科青森営業所
青森市南佃一丁目一四の一〇
- 六 落札金額
五千八百八十四万円
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
したものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和元年五月二十日

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭